

徳島県公安委員会告示第五号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第八条第一項の規定により、運転免許取得者等検査を行う者から次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

運転免許取得者等検査 を行う者の名称		運転免許取得者等検査 に使用する施設の名称		変更事項	内容	変更年月日
株式会社 鳴門自動車教習所	鳴門自動車教習所	代表者の氏名	勘川 一三	変更前		
			勘川 浩史	変更後		
						令和七年四月二十四日